

## 三豊市農業委員会 8 月定例総会議事録

令和 5 年 8 月 2 1 日午後 1 時 3 0 分より、三豊市農業委員会 8 月定例総会を三豊市危機管理センター 3 0 1 ・ 3 0 2 会議室において開催した。

### 1. 出席者、欠席者の状況

出席者 2 8 名(農業委員 2 2 名、農地利用最適化推進委員 6 名)

【農業委員】 (出席○・欠席ー)

1 番	堀江 博	○	2 番	岡根 譲	○	3 番	石井 徳和	○
4 番	笠原 孝弘	○	5 番	奈尾 正敏	○	6 番	近藤 和雄	○
7 番	香川 政雄	○	8 番	秋山 正伸	○	9 番	大橋 正幸	○
1 0 番	糸川 正	○	1 1 番	三宅 幸一	○	1 2 番	前谷 晃年	ー
1 3 番	丸岡 祐二	○	1 4 番	安藤 弘	○	1 5 番	長堀 和行	○
1 6 番	藤川 剛	○	1 7 番	菅 充司	○	1 8 番	石原 剛	○
1 9 番	組橋 進	○	2 0 番	河田 進	○	2 1 番	岡崎 和朗	○
2 2 番	宮崎 和代	ー	2 3 番	吉田 由紀	○	2 4 番	山岡 正士	○

【農地利用最適化推進委員】

2 番	藤村 敬	ー	4 番	川崎 明広	○	2 3 番	藤川 達也	○
3 2 番	竹内 巧	○	4 4 番	千秋 隆	○	5 2 番	黒浜 豊	○
5 6 番	柴坂 松良	ー	6 3 番	藤田 仁志	○			

### 2. 署名委員

1 3 番 丸岡 祐二  
2 1 番 岡崎 和朗

### 3. 傍聴人

な し

### 4. 事務局の出席者

事務局 長 片桐 伸尚  
事務局 次長 大井 要平  
主 任 菅原 雅慶  
主 任 糸川 剛史

### 5. 書 記

副 主 任 安藤 かほる

### 6. 議 題

議案第 1 号 使用貸借にかかる農地返還通知の件について(報告)  
議案第 2 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知の件について(報告)  
議案第 3 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の件について  
議案第 4 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の件について  
議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の件について  
議案第 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による事業計画変更申請の件について  
議案第 7 号 非農地証明願いの件について  
議案第 8 号 非農地通知の件について  
議案第 9 号 農用地利用集積計画の件について  
その他の件について

7. 開会 【午後 1時30分】

事務局長 それでは、ただ今より開会いたします。三豊市農業委員会8月定例総会の開会にあたりまして、堀江会長よりご挨拶を申し上げます。

会長 皆様、こんにちは。気温が35度を超える日が続いており、今まで経験したことのないような暑さが続いております。そういった中で、早期のコシヒカリの刈り取りも始まったり、8月の末から9月の頭にブロッコリーの等の定植があったりと、非常に暑い中での作業になります。また、明日から農業委員と推進委員の研修が予定されておりますが、農作業等で参加できない方については、また次の機会にお願いできたらと思います。本日は3条と5条の案件が多く、委員説明もたくさんありますが、皆さんにご協力いただき、スムーズに議事進行が行えますようお願い申し上げます。あいさつとさせていただきます。

事務局長 ありがとうございます。本日の会議にあたり、議席番号12番 前谷 晃年 委員、22番 宮崎 和代 委員からあらかじめ欠席する旨の連絡をいただいております。ただいまの出席農業委員は22名で、定足数に達しており、会議が成立いたしますことをご報告申し上げます。なお、恐れ入りますが、携帯電話をお持ちの方は、会議中は電源を切るかマナーモードに設定していただきますようお願いいたします。それでは、総会会議規則第6条の規定によりまして、本会議の議長を堀江会長にお願いいたします。

議長 ただ今から、三豊市農業委員会8月定例総会を開会いたします。最初に本総会会議規則に従いまして、私から議事録署名人を指名させていただきます。それでは議席番号13番 丸岡 祐二 委員、議席番号21番 岡崎 和朗 委員のご両名をお願いいたします。

本日の議題につきましては、事前に送付させていただいております議案書のとおりです。それでは、これより議事に入ります。1ページを開いてください。議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」を議題といたします。事務局の報告を求めます。

事務局 議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」を報告いたします。

〔 議案第1号 番号1号から番号8号を朗読 〕

以上8件、当農業委員会に対しまして、使用貸借権の解約が双方合意の上、成立された旨、通知がありましたのでご報告申し上げます。

議長 ただ今の議案第1号の報告に対しまして、みなさん方から何かご意見、ご質問ございませんか。

一同 〔 なしの声あり 〕

議長 ないようですので、議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」の番号1号から番号8号の8件の報告事項は、異議なしと認めま

す。次に進ませさせていただきます。4ページを開いてください。議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」を報告いたします。

〔 議案第2号 番号1号から番号3号を朗読 〕

以上3件、農地法第18条第6項の規定によりまして、当農業委員会に対して、賃貸借権の合意解約がなされた旨、通知がありましたのでご報告を申し上げます。

議長 ただいまの議案第2号の報告に関しての質疑をお受けします。みなさん、いかがでしょうか。

一同 〔 なしの声あり 〕

議長 ないようですので、議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」の3件の報告事項は、異議なしと認めます。次に進ませさせていただきます。5ページを開いてください。議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」説明をさせていただきます。

〔 議案第3号 番号1号から番号30号を朗読 〕

以上30件につきましては、農地の権利移動の不許可条項であります、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますのでご提案申し上げます。ご審議の程、よろしくようお願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。

4番 番号1号について、説明します。譲渡人は高齢のため、申請地を譲り受けてくれる方を探していたところ、譲渡人宅の隣で耕作している譲受人と話がまとまりました。申請地では水稻を耕作する予定です。

番号2号について、説明します。譲渡人は市外に住んでおり、譲り受けてくれる方を探していたところ、譲受人が引き受けることになりました。現在申請地はきれいに手入れされています。

以上、水利関係の了解も得ており、周辺農地への影響も問題ありません。ご審議よろしくようお願いいたします。

5番 番号3号から番号5号について、一括して説明いたします。いずれの申請も、譲渡人が地元でないことや高齢を理由に、以前から譲受人にもらってこないか相談をしており、今回譲受人が一括して引き受けることになったものです。申請地は草が生えていますが、問題になるほど荒れていません。今後は果樹等を作付けする予定です。水利関係についても問題は

なく、周辺農地の影響も問題ありませんので、ご審議のほどよろしく願  
いいたします。

6 番 番号6号について説明します。譲渡人と譲受人との間で話し合いを進  
めていたところ、今回の売買が成立しました。譲受人は農業に従事して  
おり、申請地でも耕作をする予定です。周辺農地や水利等も問題ありま  
せん。ご審議よろしく願います。

8 番 番号7号について説明します。譲渡人と譲受人は同じ自治会です。譲  
渡人は高齢のため、農地の管理が困難となっていたところ、譲受人の要  
望もあり今回の申請となりました。譲受人は水稻を中心に耕作しており、  
申請地でも水稻を作付けする予定です。現地を確認したところ、草刈り  
が行われており、耕運すれば作付けができそうです。

続いて番号8号について説明します。譲渡人と譲受人は親戚で、譲渡  
人は農地を管理のみしている状態でした。以前から管理が困難となり申  
請地の処分を考えていたところ、下限面積要件が撤廃となったことから  
譲受人と譲渡の話がまとまり、今回の申請となりました。申請地ではレ  
ンコン栽培をする予定です。現地を確認したところ、きれいに管理され、  
レンコンも作付けされていました。

以上、水利関係、周辺農地への影響もなく問題ありません。ご審議よ  
ろしく願います。

9 番 番号9号について説明します。譲渡人と譲受人は同じ自治会です。譲  
渡人は数年前から農地の管理が困難となり、譲受人に相談したところ有  
償での譲渡となりました。水利関係、周辺農地についても問題ありませ  
ん。ご審議よろしく願います。

13 番 番号10号について説明します。譲渡人は高齢のためこの数年耕作が  
できなくなり農地が荒れていたところ、隣で耕作している譲受人から申  
し出て売買が成立しました。現在はきれいに管理されており耕作に問題  
はなく、今後は水稻を作付けする予定です。

番号11号から番号15号は譲受人が同じで場所が隣接しているた  
め、一括して説明いたします。譲渡人と譲受人は同じ自治会です。申請  
地は現在荒れ果てて、生えた木が周辺施設まで伸び管理が困難な状況で  
す。そこで譲受人が農地を買い取り、重機を手配して木を伐採し農地に  
戻す予定です。譲受人は兼業農家で、親戚と一緒に水稻を耕作しており、  
規模を拡大中です。

以上、周辺農地や水利組合への影響もなく問題ないと思われま  
す。ご審議よろしく願います。

14 番 番号16号について説明します。譲受人と譲渡人は親族です。申請地  
では、以前から譲受人がハウスでキクラゲを栽培しておりました。現地を確  
認したところ、今まで耕作をしていたこともあり、綺麗に管理されてお  
ります。

番号17号について説明します。譲受人と譲渡人は同じ自治会です。  
譲受人の営農状況ですが、水稻とブドウを栽培しており、今後も継続す  
る予定です。現地を確認したところきちんと整地されています。

番号18号について説明します。こちらの申請は、経営規模拡大を目指  
す譲受人が申請地を購入することになったものです。譲受人の営農状況で

すが、ミカン、レモンを中心としたかんきつ類とキウイフルーツを栽培し  
ております。申請地を確認したところ、少々草は生えていますがいつでも  
作付けできる状態です。

以上3件とも周辺農地に影響はなく、問題ないと思われま  
す。ご審議よろしく願います。

17 番 番号19号について説明します。申請地は、譲渡人と譲受人が口約束で  
菜園場として貸借をしていましたが、譲受人が購入したいと申し出たこ  
ろ、売買が成立しました。譲受人は市外在住ですが、休日を利用して耕作  
を行う予定です。申請地は、現在菜園場として耕作されています。周辺農  
地への影響もなく問題ないと思われま  
す。ご審議よろしく願います。

18 番 番号20号について説明します。こちらの申請については、譲渡人から  
譲受人に贈与するものです。申請地は5筆あり、うち3筆は山の裾野にあ  
る畑で、うち2筆は自己消費の野菜を栽培しております。周辺農地への影  
響もなく問題ないと思われま  
す。ご審議よろしく願います。

19 番 番号21号から番号26号については申請地が隣接しており、譲受人は  
すべて同じです。譲受人はビニールハウスでコーヒ豆を栽培しており、  
申請地でもコーヒ豆の栽培を行う予定です。申請地の状況ですが、一部  
は荒れているものの、他はキウイフルーツやミカンが栽培されてお  
ります。

番号27号と番号28号も隣接しており、譲受人が同じです。譲受人は  
果樹農家であり、申請地は現在荒れている状態ですが、重機を入れて果樹  
園にする予定です。

以上、周辺農地への影響もなく問題ないと思われま  
す。ご審議よろしく願います。

1 番 番号29号について説明します。譲渡人と譲受人の関係は親族であり、  
譲渡人が農業をする意思がないため、今回譲受人に譲ることになりました。  
現在、申請地は譲受人が耕作している状況ですが、引き続きブロッコリー  
等の野菜を栽培する予定です。

番号30号について説明します。譲渡人は市外在住ですが、実家が譲渡  
人宅の近くにあり、申請地近くで農業を行っております。申請地では、以  
前はタケノコが生えていましたが、現在は若干荒れているため、今後手入  
れをしてタケノコ山を再生させる予定です。

周辺農地への影響もなく問題ないと思われま  
す。ご審議よろしく願います。

議 長 ありがとうございます。担当委員さんからの説明が終わりましたので、  
これより質疑にはいります。みなさんご質問ございませんか。

一 同 [ なしの声あり ]

議 長 ないようでございますので、議案第3号「農地法第3条第1項の規定に  
よる許可申請の件について」の番号1号から番号30号をお諮りしま  
す。ご異議ございませんか。

一 同 [ 異議なしの声あり ]

議長 異議なしと認めます。よって、議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号30号の30件は、適当と認めます。次に進ませていただきます。12ページをお開きください。議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。番号1号から番号11号について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の説明をさせていただきます。

[ 議案第4号 番号1号から番号11号を朗読 ]

なお、農地区分につきましては、番号3の一部は国または地方自治体の補助を受けて整備された農地でありますので第1種農地に該当します。第1種農地は原則不許可ですが、拡張に係る部分の敷地面積は264㎡であり、既存施設の敷地面積である906.75㎡の2分の1を超えないものにあたり、不許可の例外に該当します。その他は全て第2種農地です。

以上11件につきましては、営農条件及び市街地化の状況から判断する立地基準、転用の確実性及び周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われまますので、ご提案申し上げます。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。

4番 番号1号について説明します。申請人は土建業を営んでおり、自ら畦畔を整地して建物を建てているため、今回の申請となりました。関係者の同意も得ており、周辺農地への影響もなく問題ないと思われまます。ご審議よろしくお願ひいたします。

3番 番号5号について説明します。申請人は造園業を営んでおり、事業の拡大により既存の自宅兼事業所に隣接する申請地を資材置場にするための申請です。現地を確認したところ、木が生えており耕作はされておられません。周辺農地への影響もなく問題ないと思われまます。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。担当委員さんからの説明が終わりましたので、これより質疑にはいります。みなさんご質問ございませんか。

一同 [ なしの声あり ]

議長 ないようですので議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号11号をお諮りいたします。ご異議ございませんか。

一同 [ 異議なしの声あり ]

議長 異議なしと認めます。よって、議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号11号の11件は、適当と認め許可相当をもって県に進達することと決定いたします。16ペー

ジをお開きください。議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。なお、番号11号、番号12号については議事参与の案件となりますので、関係する委員については退席をお願いします。先に番号11号と番号12号について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」番号11号、番号12号について説明させていただきます。

[ 議案第5号 番号11号、番号12号を朗読 ]

なお農地区分につきましては、番号11号、番号12号のそれぞれ一部は国または地方自治体の補助を受けて整備された農地でありますので第1種農地に該当します。第1種農地は原則不許可ですが、番号11号は、申請に係る農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものにあたり、番号12号は、第1種農地の面積は4.63㎡であり、全敷地面積7,753.24㎡の3分の1を超えないため、不許可の例外に該当します。

以上2件につきましては、営農条件及び市街地化の状況から判断する立地基準と、転用の確実性及び周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われまますので、ご提案申し上げます。ご審議の程お願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。本件は委員説明がありますので、担当委員さんから説明をお願いします。

11番 番号11号と番号12号は隣接しており、受人が同じなので一括して説明します。今回の申請地は谷間にあり、使用面積が非常に少なく利用しにくい形状のため、土砂を使って盛り土をし、面積を確保して利用する予定です。また申請地は受人の事務所の隣にあり、資材置場として使用する予定です。工事にあたっては地元の水利等の同意も得ており、問題ないと思われまます。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。担当委員さんからの説明が終わりましたので、これより質疑にはいります。みなさんご質問ございませんか。

一同 [ なしの声あり ]

議長 ないようですので議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の番号11号と番号12号についてお諮りいたします。ご異議ございませんか。

一同 [ 異議なしの声あり ]

議長 異議なしと認めます。よって議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の番号11号と番号12号の2件については適当と認め、許可相当をもって県に進達することと決定いたします。ここで関係する委員さんの入室を許可します。審議を続けます。議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番

号10号、番号13号から番号23号について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」番号1号から番号10号、番号13号から番号23号の21件につきまして、ご説明いたします。

[ 議案第5号 番号1号から番号10号、番号13号から番号23号を朗読 ]

なお、農地区分につきましては、番号1号、番号9号、番号14号、番号16号は国または地方自治体の補助を受けて整備された農地でありますので第1種農地に該当します。第1種農地は原則不許可ですが、番号1号は申請に係る農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うもの、番号9号、番号14号、番号16号は、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものにあたり、不許可の例外に該当します。その他はすべて第2種農地です。

以上21件につきましては、営農条件及び市街地化の状況から判断する立地基準と、転用の確実性及び周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われまますので、ご提案申し上げます。ご審議の程お願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。引き続き備考欄に委員説明がある案件について、担当委員さんから順次説明をお願いします。

5番 番号1号について説明します。この申請は、借人が法面の工事を行うために一時転用を行うものです。申請地では現在水稻を作付けしておりますので、作付けが終わり次第工事に入る予定です。水利や周辺農地への影響もないと思われまます。ご審議よろしく願いいたします。

6番 番号2号について説明します。こちらは太陽光パネルを設置するための申請です。譲渡人は高齢であり、申請地は現在何も作付けされておられません。近隣住民、水利関係等の影響もなく、問題ないと思われまます。ご審議よろしく願いいたします。

3番 番号3号について説明します。この案件の譲受人は、議案第4号の番号5号の申請人と同じ方であり、造園業を営んでいます。以前から資材置場が不足していたため土地を探していたところ、譲渡人と話がまとまり今回の申請となりました。隣接農地及び水利関係の同意も得ており、問題ないと思われまます。

続いて番号4号について説明します。譲渡人は経営規模を縮小するため譲渡先を探していたところ、譲受人と話がまとまり、分譲住宅地として売買を行うことになりました。現地を確認しましたが、現在は何も耕作されていません。周辺に農地もなく、問題ないと思われまます。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

7番 番号5号について説明します。譲受人は医療法人であり、駐車場が不足するため、敷地の裏に隣接する農地3筆を購入することとなったものです。譲渡人は2名で、現在農業はしておらず、農地を他人に貸している状態で

あったため、今回売却することになりました。現地を確認したところ、3筆のうち1筆は水稻が作付けされております。周辺農地の影響もなく、問題ないと思われまます。ご審議よろしく願いいたします。

8番 番号8号について説明します。譲受人は加工業を営んでおり、事務所増設や従業員拡充のため現在の場所が手狭となったことから、隣接している農地を譲ってほしい旨を譲渡人に相談したところ、話がまとまりました。今後は造成し、駐車場として使用する予定です。近隣住民、農地、水利関係も問題ありません。ご審議よろしく願いいたします。

11番 番号10号について説明します。借人は車両整備事業を行っており、事業拡張に伴い車両展示場の設置を検討していました。貸人に相談したところ話がまとまり、今回の申請となったものです。隣接農地や水利組合の同意も得ており、問題ないと思われまます。ご審議よろしく願いいたします。

2番 番号13号について説明します。今回、譲受人が工場や駐車場の設置のため申請地を購入したいということで、譲渡人と話がまとまりました。周辺農地の影響もなく、問題ないと思われまます。ご審議よろしく願いいたします。

13番 番号17号について説明します。現在、申請地の奥で花崗土の採取を行っており、その後太陽光発電を設置するための進入路拡張と車両置場を設置するための申請です。周辺農地への影響もなく、問題ありません。

続いて番号18号について説明します。譲受人は飲食店を営んでおり、飲食店の駐車場と資材置場を探していたところ、不動産会社経由で今回の申請となりました。周辺農地への影響もなく、問題ありません。

続いて番号19号について説明します。譲受人は石材店を営んでおり、申請地を資材置場としておりましたが、転用の申請を行っていませんでしたので今回正式に売買を行い、申請を行うものです。申請地は引き続き資材置場として利用されるようです。周辺農地への影響もなく、問題ありません。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

14番 番号20号、番号21号について説明します。こちらの申請につきましては、地元の不動産会社の紹介により貸人と借人の中で話がまとまったものです。借人は併せ利用地に葬祭場を建設し、申請地は駐車場として利用する予定です。水利組合の了承も得ており、問題ないと思われまます。ご審議よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。担当委員さんからの説明が終わりましたので、これより質疑にはいります。みなさんご質問ございませんか。

一同 [ なしの声あり ]

議長 ないようですので議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号10号、番号13号から番号23号についてお諮りいたします。ご異議ございませんか。

一同 [ 異議なしの声あり ]

議 長 異議なしと認めます。よって議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号10号、番号13号から番号23号の21件については適当と認め許可相当をもって県に進達することと決定いたします。次に進ませていただきます。24ページをお開きください。議案第6号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第6号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について」ご説明申し上げます。

[ 議案第6号 番号1号から番号3号を朗読 ]

議 長 事務局の説明が終わりました。委員説明はありませんのでこれより質疑に入ります。ご質問はございませんか。

一 同 [ なしの声あり ]

議 長 ないようでございますので、議案第6号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について」番号1号から番号3号をお諮りします。ご異議ございませんか。

一 同 [ 異議なしの声あり ]

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第6号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について」番号1号から番号3号の3件につきましては、適当と認め、許可することといたします。次に進ませていただきます。25ページをお開きください。議案第7号「非農地証明願いの件について」事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第7号「非農地証明願いの件について」の説明させていただきます。

[ 議案第7号 番号1号から番号2号を朗読 ]

非農地証明事務処理要領の非農地の認定基準によりますと、番号1号、番号2号は、耕作不相当等のやむを得ない事情により、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地に該当すると判断されます。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。引き続き備考欄に委員説明がある案件について、担当委員さんから順次説明をお願いします

6 番 番号1号について説明します。申請者はここ数年耕作を行っておらず、申請地に生える草木も大変大きくなっています。農地としての復旧は困難と思われるので、非農地は妥当と考えます。ご審議よろしくお願います。

16 番 番号2号について説明します。現地を確認したところ、20年以上耕作されておらず樹木が生い茂っており、農地としての復旧は困難と思われるので、非農地は妥当と考えます。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 担当委員の説明は以上です。これより質疑に入ります。ご意見、ご質問ございませんか。

一 同 [ なしの声あり ]

議 長 ないようでございますので、議案第7号「非農地証明願いの件について」番号1号から番号2号をお諮りします。ご異議ございませんか。

一 同 [ 異議なしの声あり ]

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第7号「非農地証明願いの件について」番号1号から番号2号の2件につきましては、適当と認め、非農地証明書を交付することと決定いたします。26ページをお開きください。議案第8号「非農地通知の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第8号「非農地通知の件について」を説明いたします。

[ 議案第8号 番号1号を朗読 ]

よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、これより担当委員からの説明をお願いします。

10 番 番号1号を説明いたします。申請地は2筆あり、ひとつは樹木が生い茂り、現地まで行くのは困難な状況でした。目視で確認したところ、山の一部になっているような状況です。もうひとつについても樹木が生い茂り山林化している状態です。今後も農地として復旧することは困難と思われるので、ご審議よろしくお願いたします。

議 長 担当委員さんからの説明が終わりました。何かご質問はございませんか。

一 同 [ なしの声あり ]

議 長 ないようですので、議案第8号「非農地通知の件について」お諮りをいたします。ご異議ございませんか。

一 同 [ 異議なしの声あり ]

議 長 異議なしと認めます。よって議案第8号「非農地通知の件について」は番号1号の1件につきましては対象地を農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断し、非農地通知等を関係者に送付することとさせていただきます。次に進ませて頂きます。27ページをお開きください。議案第9号「農用地利用集積計画の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第9号「農用地利用集積計画の件について」を説明いたします。こ

の農用地利用集積計画につきましては農業経営基盤強化促進法の第18条第1項の規定に基づき農業委員会の決定が求められています。27ページから44ページまでの農業者相互の貸借権の設定については件数34件、面積9.6ヘクタールでございます。また農地中間管理機構を介した一括方式による貸借につきましては45ページから51ページまでとなっております。農地の管理者から、香川県農地機構への貸付と、農地機構から耕作者の転貸を一括して掲載しております。耕作者に転貸する件数は12件であり、面積は2.5ヘクタールとなっております。以上利用権の設定計46件の申し出につきましては農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件にあります全てにおいて耕作の事業を行うこと、耕作の事業に必要な作業に常時従事すること、対象農地を効率的に利用することができることと、3つの要件を満たしております。ご審議よろしく願います。

議長 事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質問はございませんか。

一同 [ なしの声あり ]

議長 ないようですので、議案第9号「農用地利用集積計画の件について」お諮りします。ご異議ございませんか。

一同 [ 異議なしの声あり ]

議長 異議なしと認めます。よって、議案第9号「農用地利用集積計画の件について」は46件すべて適当と認め決定いたします。  
本日予定していました議案の審議は以上です。ありがとうございました。

その他の件

1. 農業経営改善計画の認定について（通知）

2. その他

(1) 9月定例総会について

日時 令和5年9月20日（水）午後1時30分

場所 三豊市危機管理センター3階 301・302会議室

(2) 定例農事相談について 【時間 13:30~16:00】

相談日	開催場所	相談委員	
9月7日(木)	危機管理センター1階 打合せコーナー1	高瀬町：奈尾正敏	高瀬町：石井徳和
		山本町：三宅幸一	財田町：山岡正士

(3) 今後の予定

月 日	会議名等	開催場所
8月22日(火)～ 23日(水)	農業委員会県外視察研修	広島県三次市

(4) 配布物

- ・普及センターだより

閉会 【午後 3時30分】

以上、議事録の正確なることを証するため、下記に署名する。

議 長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_